

家庭用ガス附帯割引契約 ＜キッズ割＞

(選択約款)

天然ガス（45メガジュール）地区
白鳥台・高平（100メガジュール）地区
桜木団地（100メガジュール）地区
香風団地（100メガジュール）地区



平成 30年 4月 1日実施

室蘭ガス株式会社

目 次

| | | |
|----|---------|---|
| 1. | 適用 | 1 |
| 2. | 選択約款の変更 | 1 |
| 3. | 用語の定義 | 1 |
| 4. | 適用条件 | 1 |
| 5. | 適用期間 | 1 |
| 6. | 割引額 | 1 |

附則

| | | |
|----|------------|---|
| 1. | 本選択約款の実施期日 | 2 |
|----|------------|---|

| | | |
|------|-------------------|---|
| 別表 1 | 料金および消費税等相当額の算定方法 | 2 |
| 別表 2 | 割引率等 | 2 |

家庭用ガス 附帯割引契約<キッズ割> 選択約款

1. 適用

- (1) この選択約款は、当社（導管部門）が定める託送供給約款の別表第1の供給区域、当社が定める小売供給約款（白鳥台・高平地区）の別表第1の供給区域、小売供給約款（桜木団地地区）の別表第1の供給地点群、小売供給約款（香風団地地区）の別表第1の供給地点群のいずれかで、この選択約款の適用条件を満たすお客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款および他の選択約款と併せて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款の変更を必要と判断した場合、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) この選択約款を変更する場合の手続きは、ガス小売供給約款を変更する場合と同様いたします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「未就学児」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学する以前の子をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に、地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、(1)、(2) および (3) の条件を全て満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用します。

- (1) 当社のガス小売供給約款もしくは選択約款のいずれかを契約して、家庭用のガスを使用すること。
- (2) 家庭用のガスを使用する同一需要場所において、お客さまが扶養している未就学児が同居していること。
- (3) 当社が(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、条件を満たしていることを証明できる書類等の提出を承諾すること。

5. 適用期間

- (1) 適用開始期間は、当社が本選択約款の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合も含みます）の翌日から当該未就学児童が満6歳を超えて初めて迎える4月の検針日までといたします。
- (2) 割引制度の適用終了日は、この選択約款に基づく契約が解約された日といたします。
- (3) 当社が適用条件に関する違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、適用期間を終了できるものといたします。
- (4) お客さまに適用条件に関する違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます）には、当社の申し出に基づき適用期間を終了できるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは当社へただちにその旨をご連絡いただきます。

6. 割引額

この選択約款が適用されているお客さまの割引額は、4.(1)にて契約している当社のガス小売供給約款もしくは選択約款により算出されたガス料金に、別表2に記載された割引率を乗じて算定された金額といたします。

附 則 1. 本選択約款の実施期日

この選択約款は、平成30年4月1日から実施いたします。

(別表1) 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金額は、4.(1)に適用している当社のガス小売供給約款もしくは選択約款により算定したガス料金といたします。
- (3) 割引額は、割引前料金額に別表2に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものといたします。
ただし、割引額算定の結果が別表2に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(備考) 上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金 = 割引前料金額 - 割引額

割引前料金額 = 当社のガス小売供給約款もしくは選択約款により算定されたガス料金

割引額 = (割引前料金額 × 別表に定める割引率) (1円未満の端数切り上げ)

ただし、割引額算定の結果が別表2に定める割引上限額をこえる場合は、割引額 = 割引上限額

また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額 = 0円

- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。
料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

(別表2) 割引率等

- (1) 割引率 2パーセント
- (2) 割引上限額 割引上限額 (1か月につき) 1,714.00 円 (消費税等相当額を含みます。)